



配達地域指定

とみの和憲県政レポート

# とみの通信 第4号

2024年8月発行



## 第12回 地域の声を聴こう会 (県政報告会) を開催します。

日時：8月10日(土) 午前10時30分～

場所：円座コミュニティセンター(円座町1622-1) 1階和室

県政報告と意見交換を行います。小学校区に関係なく、お気軽にお越しください。

## 県議会6月定例会 環境建設委員質疑(6月27日、28日)

県議会6月定例会では環境建設委員会で質疑を行いました。

質問項目は下記のとおりです。

1. アスベスト対策
2. 野生鳥獣への餌やり
3. 空港連絡道路
4. 砂防ダムの管理

質疑の全体の内容はQRコードから「議会中継」をご覧ください。

環境森林部質疑



土木部質疑



### 【空港連絡道路】

富野の問い

#### 香南町内での竣工見込みは?

空港連絡道路(県道円座香南線)は、高松西インターや高松檀紙インターから高松空港へのアクセス時間の短縮、空港アクセ



スに欠かせない定時性の確保、並行幹線道路の交通渋滞緩和、大規模災害時における緊急輸送道路の確保、といった事業効果が期待されている。

高松西インター前の中間交差点から川岡交差点までの中間工区が平成30年3月に供用開始され、今は、その南側、香南工区で工事が進んでいるが、香南町内における竣工見込みは?

(道路課長答弁)

香南町内の区間について、現時点では、完成時期を明確に示すことはできないが、早期完了に努めてまいります。

富野の問い

#### 岡本町内での着工見込みと整備内容は?

香南町での工事が竣工する頃、岡本町内での工事に移行すると思うが、香南工区のうち川岡交差点から南側、岡本町内における



着工見込みは?その上で、岡本町内における整備の内容は?

(道路課長答弁)

岡本町内における着工見込みについては、県道岡本香川線との交差点である川岡交差点から香南町池内の株式会社レクザム香川工場付近の交差点である香南北原交差点までの約2.4km区間を、現在整備を進めている。香南町の高架区間に引き続き、切れ目なく工事が行えるよう、**今年度から測量・設計に着手することとしている。**

岡本町内における整備内容については、**県道岡本香川線とその南側の高松市道岡本川部線の2箇所を立体交差する高架橋を計画しており、それ以外の区間については、今ある県道を拡幅しながらの平面構造での計画となっている。**

### 富野の問い 中間工区での今後は?

空港連絡道路のうち、供用されている中間工区は平成30年3月、西山崎高架橋を含め開通し、高松空港までの移動時間が一定程度短縮されたものの、その一方で、西山崎高架橋の前後、車道の間などに有効活用されていない道路用地がある。

私見だが、将来的には(今後整備される)高松環状道路の事業効果を発揮するためにも、その道路として有効活用されていない部分に自動車専用道路を整備して、高松空港への移動時間をさらに短縮すべきではないかと考えるが、中間工区における今後の方針を伺いたい。

(道路課長答弁)

暫定供用により、空港に向けたスムーズなルートが確保され、定時性の向上など、一定の効果はあったと考えるが、もともとは、高架の道路として計画され、その整備に必要な用地として買収していることから、平面道路での暫定的な整備により、未利用となっている土地が残っている状況である。

**未利用の土地については、今後、高架道路等の整備を進めていくこととなるが、空港へのアクセスをより一層向上させる観点から、委員ご指摘の高松西インターチェンジとの接続も含めて、こういった整備がより有効な手段であるか検討してまいりたい。**

### 【アスベスト対策】

#### 富野の問い

令和4年4月から、石綿の事前調査結果の報告制度がスタートし、建築物等の解体・改修作業を行う施工業者は法に基づいて、その工事における石綿含有建材の有無の事前調査結果を都道府県等に報告することが義務付けられた。物価高騰、建築物等の解体費用が高騰する中、解体・改修する建築物等にアスベストが含有されているとなった場合、工事の費用、工期、作業の方法など様々な影響があり、さらなる費用負担が生じることにもなるが、県としてこのような影響をどのように受け止めているのか伺う。

(環境管理課長答弁)

石綿は、防音や保温断熱、結露防止などを目的に建築物等に用いられてきたが、人が吸引すると、15年から40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫、石綿肺などの病気を引き起こすおそれがあることから、労働安全衛生法において、昭和50年に石綿を5%超えて含有する吹付け作業が原則禁止となり、以降、規制が順次強化され、平成18年9月に石綿使用製品の製造や使用が全面禁止されている。

しかしながら、過去に使用されたものの多くは建築物等に残存しており、今後、それらの建築物等の解体が令和10年頃にピークを迎えると言われる中、県としては、関係機関とより一層の情報共有を図りながら、引き続き、作業実施届出が提出された建築物の解体等工事への立入検査体制を強化するとともに、法律等の内容について事業者等への周知を図るなど、建築物等の解体等時の石綿飛散防止対策の徹底と、それによる周辺住民の健康被害の未然防止に努めてまいりたい。

解体等工事の発注者や元請事業者等の皆さまには、費用面などで御負担をいただくこととなるが、県民の石綿による健康被害の防止を図るため、大気汚染防止法の主旨等を説明し、理解を得るよう努めており、今後も丁寧な対応に努めてまいりたい。

次の定例会 9月定例会  
9月20日(金)～10月15日(火)、一般質問を行います。

とみの和憲ホットライン(携帯電話)  
**090-3461-3219**

何かお困りごとがありましたら、  
ご遠慮なく、お気軽にお知らせください。

#### 【とみの和憲事務所(自宅)】

〒761-8043 高松市中間町598番地1  
携 帯 : 090-3461-3219  
TEL : 087-885-0370  
メール : kaz.tomino@gmail.com  
HP : http://tomino.online/



#### プロフィール

昭和46年(1971年)12月29日 高松市中間町生まれ(51歳)  
檀紙幼～檀紙小～香東中～大手前高松高～立命館大学法学部  
平成7年(1995年) 高松市役所入庁(納税課・市民課・人事課)  
平成19年(2007年) 高松市役所退職し、国会議員秘書に  
平成27年(2015年) 高松市議会議員選挙で初当選(2期)  
令和5年(2023年) 香川県議会議員選挙で当選